

令和3年度北見市障害者就労施設等からの物品等調達方針

第1 目的

障がいのある人が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がいのある人が就労する施設等(以下「施設等」という。)が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対する需要の増進を図り、施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、北見市においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

第2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織(以下「各部局等」という。)が発注可能な物品等に適用する。

第3 調達方針

1 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる施設等は、その所在地又は住所が北見市内にある次に掲げる施設等(以下「障害者就労施設等」という。)とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく次に掲げる施設
 - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。)
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業(生活介護(基準該当生活介護を含む。)、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- (2) 小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(平成25年政令第22号)に基づく次に掲げる事業所
 - ア 特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所をいう。)
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(次に掲げる要件の全てを満たす事業所をいう。)
 - (ア) 障がい者数が5人以上であること。
 - (イ) 障がい者の割合が20%以上であること。
 - (ウ) 重度身体障がい者(障害者雇用促進法第2条第3号に規定する者をいう。)、知的障がい者又は精神障がい者の割合が30%以上であること。
- (4) 在宅就業障がい者(障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者をいう。)
- (5) 在宅就業支援団体(障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体をいう。)

2 調達を推進する物品等

調達を推進する物品等は、各部局等が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 物品等の調達目標

各部局等は、予算の適正な使用並びに契約における公正性及び競争性に留意しつつ、これまで調達実績のある物品等の調達の拡大に努めるとともに、調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

(1) 各部局等での取組

各部局等では、法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

また、北見市が主催するイベント等に、障害者就労施設等が製造する物品等を販売するブースを設けるなど、販売促進に向け、側面支援に努めるものとする。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

障害者就労施設等から供給可能な物品等について情報を収集し、各部局等への情報提供を行う。

(3) 調達発注における配慮

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次に掲げる点についても配慮するものとする。

ア 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

イ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 指定管理者制度導入施設への取組

本市の施設を管理する指定管理者に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、法の趣旨を理解頂くよう、周知に努めるものとする。

5 随意契約制度の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、北見市財務規則(平成 18 年規則第 66 号)及び随意契約のガイドラインの定めによることとし、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するものとする。

6 調達実績の公表

物品等の調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。